

報告第12号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年9月1日提出

平成29年9月1日報告

藤岡市長 新井利明

記

(単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|----------|---------|---------|
| — | — | 11.2 | 6.0 |
| (12.74) | (17.74) | (25.0) | (350.0) |

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 藤岡市の早期健全化基準を括弧内に記載